

## 第20回富山県景観審議会議事録（概要）

平成29年2月13日（月）  
10：00～11：20  
富山県民会館701号室

### ●報告事項

- ・景観づくりの普及啓発について  
資料1に基づき「景観づくりの普及啓発」について報告

#### 【質疑・意見】

（会 長）

渡邊委員は、景観アドバイザーとして、NPOの指導にあたられて、どのような感想をお持ちになったか。

（委 員）

今回助言したNPOは、ボランティアで、城址公園の南側花壇にチューリップを植えたり、1年草の種をまいたりして、街並みを美しくしようとしている団体である。

この花壇は、城址公園のお堀の前にあるので、当該NPOの活動は、お堀の前の景観（づくり）として非常に効果的な活動となっており、ボランティアでこれほど大変な作業を続けておられるということに大変感動した。

チューリップは富山の花であるが、チューリップの植え替え作業が非常に大変なので今年は止めたいというご相談であった。しかし、城址公園のお堀の前の桜とチューリップの開花時期が連続的に繋がるような景観を創っておられるということで、ぜひチューリップについては、このままお続けになったらどうかと提案をした。

県内の小中学校の学生、地元のボランティア、商工会議所の皆様が精力的にお手伝いをしてくださるということなので、チューリップの球根を毎年再利用できるような育て方を助言した。なるべく次の年、その掘り上げた球根を使うとコスト的にも楽になるため、お堀の前を色鮮やかな花で飾る活動を続けていってほしいという思いで、助言した。

（委 員）

このアドバイザー制度においては、相談すると必ず相談に乗ってもらえるのか。

（事務局）

先生方9名にアドバイザーになっていただいているが、先生にお願いして相談に乗っていただけるとのことであれば、相談に乗るという形になっている。

（会 長）

申請は特にアドバイザーを指定してするわけではなくて、県で適当なアドバイザーを紹介するのか。例年申請は結構あるのか。

（事務局）

申請時にリクエストがあれば、そのリクエストを受け、県が最終的に判断するかたちとなっている。リクエストがなければ、事務局で適任の方をご紹介させていただく。

例年数は少なかったが、今年度は2件あったという状況である。

（委 員）

富山県で、環境や景観に配慮された優れたものを顕彰することによって普及啓発されていくというのは素晴らしいことだと思っている。また、年次を重ねて、たくさんのうるおい環境とやま

賞を受賞された案件があるという中で、2点お尋ねしたい。

1点目は、うるおい環境とやま賞を見ていると、様々な所有者にかかる案件が受賞しているが、すばらしい景観は所有者だけでなく周辺の方々にもかなりのメリットがあるかと思う。ただ、一方で維持するのに大変コストもかかるかと思う。賞を受けたもので、私的な企業が受賞したものについて、今後どのように役割分担、コスト負担を考えていくのか、そのあたりの考えがあればお聞かせ願いたい。

2点目は、富山のすばらしい景観をどのように活用していくのか。点だけで終わらず、面的に整理することによって様々な可能性があるかと思うが、活用方法について、何か具体的に決まっているものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

維持については、コスト負担までは対応できていないのが現状である。表彰させていただいた賞の作品を県民に広く見ていただき、同じようなうるおいあるものをどんどん作っていただきたいというところである。

活用方法についても、同様に、表彰させていただいたものを広く広報し、景観を重視した建築物などを普及させていきたいというところである。

(会長)

コスト負担を前提とすると選定の際に、難しい要素が入ってくるような気もする。とりあえずは純粹に選ぶといいのではないかとも思った。そのあたりまた検討していただければと思う。

・大規模行為及び公共事業の景観づくり等について

資料2-1に基づき「大規模行為・特定行為の届出状況」について報告

資料2-2に基づき「大規模行為の景観づくり」について報告

資料3に基づき「公共事業の景観づくり」について報告

資料4に基づき「景観づくり事業費補助金」について報告

資料5-1に基づき「歴史と文化が薫るまちづくり事業」について報告

資料5-2に基づき「まちの未来創造モデル事業」について報告

資料6に基づき「無電柱化の推進」について報告

【質疑・意見】

○資料2-2に関連して

(委員)

メガソーラーの件であるが、現状の調査報告をしていただいたが、富山県としてはどのような方向性へ行こうとしているのか。

(事務局)

今年度までで20箇所あまり調査しており、その中で景観上大きな問題となる場所は見当たらないというところである。また、太陽光発電の売電価格は、スタート時点から低くなってきており、今後太陽光パネルがどんどん出てくるとは思えないような状況になっていると思われる。引続き調査をして、必要であれば何らかの対応をしなければならないと考えているが、景観行政上立地そのものを規制するという事は難しいと考えている。自然エネルギーを推進する課とも調整しながら進めていくべきだと思っている。

○資料5-2に関連して

(委員)

歴史と文化が薫るまちづくり事業についてご説明いただいたが、大変素晴らしい事業だと思う。文化的な地域資源を地域の活性化に活用していくということはこれからも重要なことだと思う。

事業対象期間は4年であるので、平成21年度の事業は既に完了しているということになるかと思うが、そろそろ成果が出てくるのではないかと期待している。この成果についての事例をいくつか紹介していただきたい。

(事務局)

大変申し訳ないが、この事業は他の課の事業となっており、景観に関連することということでご紹介させていただいた。このため、お答えできないという状況である。

・市町村の動向について  
資料7に基づき「市町村の動向」について報告

【質疑・意見】

(委員)

砺波市について報告をいただいた。資料93頁の「神島自治会景観まちづくり協定書」には、当事者が書いてないが、誰と誰が締結したものとなるか。

(事務局)

資料92頁をご覧いただきたい。その協定締結戸数59戸の世帯の間で結ばれた協定書である。(この協定書は)自分たちの決まりごとに対して市が認定したというものである。

(委員)

新しい方が入られた場合はどうなるのか。

(事務局)

連名の中に加わってもらい、自分たちでその決まりごとを守っていこうということである。

(委員)

新たな協定書を作るといようなイメージか。

(事務局)

もし協定内容に(変更を)加えるなどの話があれば、それは可能かと思われるが。協定者全員が合意をする協定書ということ。

(委員)

協定を締結した日から10年が有効期限という風に記載がある。そうすると新しく参加した方との関係ではどうなるのかと思ったので、どのようなやり方を取られているのかたずねた。

(会長)

厳密なことについては、私も答えかねるが、一応住民の協定ということで、今は、新しく入る人はこれを認めるものだという前提なのだろうと思う。